

法定後見制度の開始及び終了に関する検討事項について

第1 法定後見の開始の要件及び効果

1 法定後見の開始の要件

法定後見の開始に当たって、本人の事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）の程度及び法定後見による保護が必要であることをどのように考慮するか（どのような要件とするか）について、現行法の規律を維持する考え方のほかに（なお、開始の場面で現行法の規律を維持するとしても、終了の場面に関して期間制や定期的な見直しをする等の仕組みを設けるものとする考え方との組み合わせが考え得る。）、現行法の規律を改める考え方として、次の観点について、次のような考え方があり得る（それぞれの観点のそれぞれの考え方の組み合わせについても複数の考え方があり得る。）と思われるが、どのように考えるか。

(1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法、保護開始の審判の方式

ア 事理弁識能力が不十分である者を対象として、個別の法律行為について保護者による保護の必要性がある場合に、保護者に代理権を付与する旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判をするとする考え方

イ 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）については、アと同様に保護の必要性がある場合に、保護者に代理権を付与する旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判をし、また、それらと同時に保護開始の審判をする（以下、これらの審判を総称して「法定後見の審判」という。）が、事理弁識能力が不十分である者のうち事理弁識能力を欠く常況にある者については、別の規律（例えば、保護開始の審判をすることによって、一定の法律行為について取消権や保護者の代理権が発生する。）とする考え方

(2) 法定後見による保護の必要性の判断における事理弁識能力の位置付け

ア 本人の事理弁識能力の程度が個別の法律行為を基準として不十分であることを考慮する必要があるとする考え方

イ 本人の事理弁識能力が抽象的な法律行為一般を基準として不十分であることが確認される場合には、個別の法律行為を基準とする事理弁識能力の程度を考慮する必要はない（事理弁識能力を欠く常況にある者については、申立ての内容が本人の権利擁護を図る上で合理的かつ相当なものであれば足りるとする等）とする考え方

(3) 法定後見の審判をするための要件としての本人の同意等

ア 法定後見の審判をするために本人の同意を要件とし、本人に法的に有効な同意をする能力があるとはいえない場合に関してどのような要件で法定後見を開始するものとするかについて、更に検討するものとする考え方

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者を除いて法定後見の審判をするために本人の同意を要件とし、本人に法的に有効な同意をする能力があるとはいえない場合に関してどのような要件で法定後見を開始するものとするかについて、更に検討するものとし、事理弁識能力を欠く常況にある者については本人の同意を要件としない考え方

(説明)

1 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法、保護開始の審判の方式

(1) 現行法の規律等

現行の法定後見制度は、事理弁識能力の程度に応じて補助、保佐及び後見の枠組みが設けられ、後見開始の審判及び保佐開始の審判を受けることによって、一定の保護を受けることができるようになっている。このような事理弁識能力の程度に応じた類型を制度として設けておく仕組みは、事理弁識能力の程度に対応する範囲の保護を受けることができることが明確となる仕組みであるといえる。また、法定後見の開始の効果である取消権や代理権には本人の自己決定を制約する側面があるが、事理弁識能力の程度に応じた枠組みがあると、家庭裁判所はその枠組みを超えた制約が生ずる審判をすることができず、事理弁識能力の程度に対応しない制約を抑制することができるという意義がある（例えば、事理弁識能力が著しく不十分である者（被保佐人となる者）に対して、後見の制度で想定される程度の保護をすることは許容されないこととなる。）という側面もあるといえ、これまでの審議でもこの点を指摘する意見があった。

そして、現行法の枠組みや開始の要件の規律を維持するという場合には、制度の利用しづらさの指摘があることを踏まえ、後見の制度をより厳格に、補助の制度をより拡張的に運用することや終了の場面の規律の見直し（期間制の導入等）によって、現行制度に対する指摘に一定程度対応するとの整理になると思われる。

他方で、現行の法定後見制度（特に保佐及び後見の制度）について、制度の硬直性による利用しにくさを改めるためには、制度自体を見直す必要があるとの考え方がある。これまでの審議では、大きな枠組みとして、

以下の考え方が提示されている。

(2) 個別の事項に即した保護の必要性に基づき保護者に権限を付与する制度のみを設けるものとする考え方

ア 一つの考え方として、本人の具体的なニーズに合った保護を図るために、代理権等の付与が必要となる個別の法律行為を想定して、具体的に保護の必要性が認められる範囲で保護者に権限を付与するという考え方があり得ると思われる。

この考え方によれば、本人の個別具体的な保護の必要性を考慮することから、保護者は、本人の具体的なニーズに合った権限を有することとなり、本人が具体的に法定後見制度の利用が必要な範囲で制度が利用されるようにするものであるとも考えられる。

そして、この考え方は、事理弁識能力の程度によって異なる類型を設ける必要はないとの考え方、すなわち、法定後見制度を一元的な制度とする枠組みに親和的であると考えられる。

さらに、この考え方においては、個別の法律行為についての代理権の付与の審判や保護者の同意を要する旨の審判を積み重ねることで、それとは別に保護を開始する旨の審判を必要としない考え方をとることも考えられる（他方で、現行の補助の制度における補助開始の審判と個別の代理権の付与等の審判がされる仕組みと同様に、個別の代理権の付与等の審判とは別に保護を開始する旨の審判をする考え方をとることも考えられる。）。)

イ もっとも、現行の制度に対する指摘として、事理弁識能力が回復しない限り終わることができないという指摘があるが、この指摘との関係では、現行の補助の制度と同様に保護を開始する旨の審判をする仕組みを維持することでも問題はないように思われる。また、この考え方においても、個別の法律行為について保護の必要性を判断した結果、広範な法律行為について同意を要する旨の審判をすることや代理権を付与する旨の審判をすることも可能であるとする、現行の後見開始の審判や保佐開始の審判をした場合に生ずる効果と変わらない場合があるように思われる。これらのことを踏まえ、一元的な制度とする枠組に見直しをするニーズ（現行の制度において現実にどのような問題点があるのか）について、整理をする必要があると思われる。

これまでの審議では、現行の後見や保佐のように事理弁識能力の程度に応じて一定の範囲の代理権や取消権が発生する仕組みとすると、念のために保護者には広い権限があった方がよいとの考えに基づいて後見や保佐の類型の申立てをすることが無くならず、本人の自己決定

が制約される現象が継続するのではないかという意見や、そもそも、現行の制度が、個別の法律行為を離れて、事理弁識能力の程度を判断することとしていることが問題である旨の意見が出されているように思われるが、その他にも具体的に解消すべきニーズがあるのかなどの点を整理しておくことが有用であるように思われる。

ウ なお、この考え方においては、(そのようなケースがあるかどうかは別として) 制度上は、例えば、現行の補助の制度の対象の者(事理弁識能力が不十分であるが、著しく不十分であるとまではいえない者)に民法第13条第1項各号掲記の行為について同意を要する旨の審判をすることができることとなり、実体法において家庭裁判所の裁量の範囲の設定をしないものといえる。

(3) 事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)を対象とする仕組みに加えて事理弁識能力を欠く常況にある者を対象とする仕組みを設けるものとする考え方

事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)については基本的に前記(2)と同様の仕組みとしつつ、事理弁識能力を欠く常況にある者を対象とする仕組みを別途設けるものとする考え方があり得ると思われる。

具体的な考え方については、いくつかの考え方があり得ると思われるが、例えば、①事理弁識能力が不十分である者を対象として、本人の法的に有効な同意があることを前提に個別の必要性に基づき保護者に権限を付与する(包括的な権限の付与を認めない)仕組みと、②事理弁識能力を欠く常況にある者を対象として、法定後見の開始によって保護者に一定の法律行為について取消権や代理権を付与する規律とし、かつ、申立てによって保護者に個別的な権限を追加的に付与する(包括的な権限の付与も否定しない)仕組みとする考え方があり得る。

事理弁識能力を欠く常況にある者を対象とする仕組みを別途設けるものとする考え方は、事理弁識能力が不十分である者のうち、事理弁識能力を欠く常況にある者(成年後見制度の立案当時に後見の制度の対象となることが想定された者)については、申立ての範囲内で保護者に個別の代理権や取消権を付与するのみでは、本人の権利の適切な保護を図ることができない場合があることや本人と私法上の権利関係を有する第三者(取引の相手方等)の正当な利益について適切な保護を図ることができないことによって本人が必要な取引をすることができなくなる場合があることなどを考慮するものであると考えられる。具体的な制度設計としては複数の考え方があり得るが、例えば、法定後見の開始の審判をしたこ

とによって、一定の範囲の法律行為についての取消権や代理権に加えて、保護者に意思表示の受領を対象とする代理権を付与することによって、取引の相手方において本人に対する意思表示を確実に行うことができるようにして本人が取引社会の中の存在であることを確保することを意図しているように思われる。

もっとも、この考え方については、事理弁識能力を欠く常況にある者を対象とする法定後見による保護が開始された後は、事理弁識能力が回復しない限り、法定後見制度の利用をやめることができないこととなるようにも思われる。仮にそうであるとすると、事理弁識能力を欠く常況にある者については、現行の法定後見制度に対する指摘である法定後見制度の利用をやめることができないとの指摘に対応することが難しいようにも思われる。

2 法定後見による保護の必要性の判断における事理弁識能力の位置付け

(1) 個別の法律行為について保護の必要性を判断する際に個別に判断能力を考慮するとの考え方

保護者に代理権を付与する旨の審判や保護者の同意を要する旨の審判をする際に、保護者に付与する代理権の対象行為や同意を要するものとする法律行為を基準として、本人の判断能力の程度が不十分であることを個別に考慮するとの考え方がある。これによれば、例えば、保護者に代理権を付与する旨の審判をするに当たっては、本人の判断能力の程度に照らして当該法律行為に関する意思決定をすることが困難であること、保護者の同意を要する旨の審判をするに当たっては、本人が将来行うと考えられる法律行為を想定した上で、現在の本人の判断能力の程度に照らして、当該法律行為について保護者の同意を要するものとしておく必要があることを考慮して、法定後見による保護の必要性を判断するものとする考え方であるように思われる。

この考え方においても、本人の事理弁識能力が不十分であることは法定後見制度を利用する要件であるとするもの（本人の事理弁識能力が不十分でない場合には法定後見制度の利用を認めないもの）とも思われるが、そうであるとすると、本人の判断能力の程度という要件（要素）をどのように位置付けるのか（どのような規律とするのか）を明確にする必要があるように思われる。

さらに、この考え方においては、個別の法律行為との関係で考慮する本人の判断能力とはどのようなものであるのかについて、可能な限り整理する必要があるように思われる。民法第3条の2の「意思能力」や民法第

7条の「事理を弁識する能力」（事理弁識能力）の理解についても、いくつかの見解があると思われるが、ここでいう個別の法律行為との関係で考慮する「本人の判断能力」と意思能力や事理弁識能力との関係を整理しておくことが有用であるように思われる。なお、成年後見制度の立案担当者によれば、事理弁識能力とは、十分に自己の利害得失を認識して経済合理性に則った意思決定をするに足る能力をいい、知的能力、日常的な事柄を理解する能力及び社会適応能力の3つの概念を全て総合した能力のことをいうと説明されており、意思能力はその有無のみが問題とされるが、事理弁識能力はその程度を観念することができるものと説明されている。

(2) 本人の事理弁識能力を法定後見制度の開始の独立の要件として、保護の必要性の判断の際には事理弁識能力について特段の考慮を要しないとの考え方

本人の事理弁識能力を法定後見制度の開始の独立の要件とし、法定後見による保護を開始する必要性を判断する際には、保護の対象となる個別の法律行為との関係で、本人の事理弁識能力の程度を個別に考慮する必要はないという考え方があり得る。

この考え方は、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者である場合を除くと、現行の補助の制度における要件の設定や判断の枠組みと同様のものであるように思われる。現行の補助の制度においては、補助開始の審判をする際には、本人の事理弁識能力が不十分であることを要件とし、補助人の同意を要する旨の審判や補助人に代理権を付与する旨の審判をする際には、これらの審判をすることによる保護をする必要があるか（保護の必要性）を考慮することとされている。

さらに、このような考え方の中には、保護の開始に関する本人の同意との関係に関して、保護者の同意を要する旨の審判や保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて、本人の同意があるといえる場合には、通常は保護の必要性がある（保護の必要性がないことを理由として保護の開始に係る申立てを却下することは基本的には想定し難い）と整理する見解があるものと思われる。

なお、この考え方においては、本人が事理弁識能力を欠く常況にあつて本人が保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについての効果を理解して同意することができない場合については、事理弁識能力を欠く常況であることをもって、一定の法律行為については法定後見による保

護が必要であると考えることが可能であるとするものであると思われる。

3 法定後見の審判をするための要件としての本人の同意等

(1) 本人の同意を要件とする趣旨

5 ア 補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判、補助人の同意
 を要する旨の審判、保佐人に代理権を付与する旨の審判では、実体法上、
 本人以外の者の請求によってこれらの審判をするには、本人の同意が
 要件とされている（民法第15条第2項、第17条第2項、第876条
10 の2第2項、第876条の9第2項）。これによって、本人の意思に反
 してこれらの審判をすることはできないものとされている。これらの
 審判はいずれも平成11年の民法改正によって設けられたものであり、
 その対象者が意思能力を有する者であることを踏まえ、自己決定を尊
 重する趣旨で本人の請求又は同意を要件としていると考えられる。

 他方で、後見開始の審判、保佐開始の審判及び保佐人の同意を要する
15 行為の定め審判では、本人以外の請求によってこれらの審判をする
 場合でも本人の同意は要件とはされていない（民法第7条、第11条及
 び第13条第2項）。また、民法第7条は、成年被後見人となるべき者
 （本人）は後見開始の審判の申立てをすることができるとしているが、
 これは、成年被後見人となるべき者が意思能力の喪失、欠如の状態から
20 一時的に本心に復した場合において、その者が自ら後見開始の審判の
 申立てをすることを想定しているのであって成年被後見人となるべき
 者がその心身の状態にかかわらず常に後見開始の審判の申立てをする
 ことができることを想定しているものではないとされている。

 これらを踏まえると、本人の同意を求める趣旨は、法定後見制度が本
25 人の私的自治に対する制約という性質を内在するものであることを考
 慮し、本人の意思決定や自由な選択を尊重する観点から、本人の意思に
 反して法定後見による保護が開始されることを防止する点にあると考
 えられる。

 イ これまでの審議では、現行の制度よりも更に本人の自己決定を尊重
30 する方向での制度設計を検討すべきとの意見が出されている。そうす
 ると、見直し後の法定後見制度においても、自己決定の尊重の観点から、
 本人の意思に係る要件を設ける必要があると考えられる。

 そこで、法定後見制度に関する全ての審判について審判をするには、
 原則として本人の同意があることを要件とすることや、現行法と同様
35 に、法定後見制度に関する一定の審判について審判をするには、原則と
 して本人の同意があることを要件とすること（事理弁識能力を欠く常

況にある者を本人とする審判について審判をするには本人の同意を要件としないものとする) が考えられる。

なお、部会においては、本人の意思に反して保護を開始する審判をすることができないと整理することも引き続き検討することが考えられるとの意見が出されている。

(2) 法的に有効な同意をするために必要となる能力の意義等

ア 仮に前記(1)のとおり、審判をするために本人の同意を求める趣旨が本人の意思に反して法定後見による保護が開始されることを防止する点にあると考えられるとすると、法定後見による保護を開始することによる法的効果の意味を本人が理解することができない場合には、外形上、本人による同意があったとしても、法的に有効な同意があったとはいえないように思われる。

このような点からすると、本人が法的に有効な同意をするためには、法定後見による保護を開始することによる法的効果を理解することができる能力が必要であるとの考え方があり得る。

イ なお、意思能力の意義については様々な考え方があるものの、成年後見制度の立案担当者によれば、法律行為を行った結果(法律行為に基づく権利義務の変動)を理解するに足る精神能力をいうと説明されている。この説明を前提にしつつ、本人が法的に有効な同意をするために必要な能力について考えると、同意したことによって法定後見による保護が開始され、その結果の法的効果を理解するに足る精神能力のことであるという意味では、同意という行為に関する意思能力の問題であると考えられる。

(3) 本人の同意の要件と保護の必要性の要件との関係

現行の法定後見制度では、法定後見の審判をする際に必要とされる本人の同意は、審判をするための要件であり、法定後見による保護の必要性とは異なるものとして位置付けられている。

これまでの審議でも、見直し後の制度における法定後見による保護の必要性と法定後見の審判をするための本人の同意とを区別する考え方が提示されている。

その上で、法定後見の開始における保護の必要性と本人の同意を異なるものと位置付けるとしても、法定後見の手続において本人の同意がある場合には、通常は、特段の事情のない限り、法定後見による保護の必要性が認められるとする考え方がある。なお、成年後見制度の立案担当者は、補助の制度について、補助人に対する代理権の付与の審判に関しては、本人の同意等により、申立ての対象行為に関する必要性についての本人の

意思が表明されている以上、通常の事例では、特段の事情のない限り申立ての対象行為について代理権による保護の必要性の存在を認めることができる場合が多いとも考えられると説明している。また、補助人に対する同意権（取消権）付与に関しては、自己決定の尊重及び取引の安全の双方の観点から、その付与について慎重な考慮が必要であると考えられ、同意権の付与及びその範囲について本人が同意している場合でも、同意権の対象行為を必要かつ相当な範囲に限定するため、同意権の付与の必要性及び相当性について慎重な審査を行う必要があるとも考えられると説明している。

また、本人の同意があるのに申立てを却下するのかという観点から整理を試みると、法定後見制度の趣旨をどのように理解するかにもよると思われる。現行の補助の制度についてみると、本人は事理弁識能力が不十分である者であるが、一般的には全ての法律行為を一人で行う意思能力を有していると理解されており、重要な財産行為について、適切にできるかどうか不安があるという状態にある者である。すなわち、本人は単独で確定的に有効に、代理人を選任し、監督することも可能ではあるが、家庭裁判所に適任者の選任やその監督のサポートを受けることを希望する仕組みであるともいえる。仮にそのような理解を前提として、本人がそのようなサポートを受けることを希望して申立てをし、又は第三者の申立てに同意をしているとすると、サポートを受ける必要がないとして申立てを却下するケースは、例外的なケースであるようにも思われる。なお、そのように却下するケースが例外的なケースであるからといって、法定後見制度の開始において、本人の同意の要件のみで足り、保護の必要性の要件が不要であるということにもならないものと思われる。

(4) 本人に法的に有効な同意をするために必要な能力があるが、有効な同意があるとは認められない場合

見直し後の法定後見制度においても、本人に法的に有効な同意をするために必要な能力がある場合がある。そのような本人について、法定後見の審判（例えば保護者に代理権を付与する旨の審判）をするには本人の同意があることが要件とされる場合に、審判をすることに同意を得られない場合には、法定後見の審判をするための本人の同意の趣旨が本人の意思に反して法定後見による保護が開始されることを防ぐことあることを考慮すれば、法定後見による保護を開始することはできないという結論となるのが素直な考え方であるようにも思われる。

このような考え方に基づく場合には、法定後見における同意をするために必要な能力を備える本人については、例えば、自身が満足な食生活を

することができないのに親族に金銭の贈与を継続するなど、一見すると本人の価値基準を踏まえても利害得失を適切に判断したとはいえない場合やいわゆるセルフネグレクトの場合であっても、法定後見による保護を開始することはできないこととなるように思われる。

5 このように法定後見による保護を開始することができないことについて、これまでの審議では、事理弁識能力が不十分であることが確認されている本人の生活が破綻する可能性があるにもかかわらず、本人の意思を尊重して法定後見制度による保護を図ることができないとすることが制度趣旨に照らして妥当といえるかという点や、本人が扶養義務を負う者の生活までも破綻させるような意思決定を制度として尊重することが妥当といえるかという点を指摘する意見があった。

10 もっとも、現行の補助の制度においても、本人の同意がない場合に補助開始の審判をすることができないことは同様であり（事理弁識能力が著しく不十分であるとして保佐の制度を開始する場合には本人の同意を要することなく制度を開始することができ、保佐人の同意を得ずに前記の贈与を継続するような事案では、保佐人が当該贈与を取り消すことによって保護することはできる。）、法定後見制度以外の仕組みで対応しているものと思われる。これまでの審議では、このような場合の本人に対する保護や支援は、法定後見制度に固有の問題ではなく、支援を拒否する者の権利擁護全般に関する課題であることを指摘する意見もあった。

15 (5) 本人に法的に有効な同意をする能力があるとはいえないと考えられる（そのために有効な同意があるとは認められない）場合

20 見直し後の法定後見制度の枠組みとの関係でいくつかの整理があり得るところであると思われるが、例えば、法定後見制度を一元的な仕組みとする考え方によると、現行の補助の制度の対象となる者（事理弁識能力が不十分である者）から現行の後見の制度の対象となる者（事理弁識能力を欠く常況にある者）までについて、法定後見の審判をするのに本人の同意を要件とすることになると思われる（なお、事理弁識能力を欠く常況にある者についての仕組みを別途設けるとする考え方においては、事理弁識能力を欠く常況にある者については法定後見の開始をするに当たって本人の同意を要件としないとの考え方を組み合わせる見解があり得る。）。
25 30

35 もっとも、例えば、事理弁識能力を欠く常況にある者については、通常、法的に有効な同意をする能力があるとはいえないようにも思われる（一時的に回復した場合に有効に同意することができる場合があることは否定されないが、多いケースであるとはいえないように思われる。また、事理弁識能力が著しく不十分である者についてもケースによっては有効な

同意をすることができないケースがあるようにも思われる。)。そうすると、このような者については、本人の同意があるという要件を充足することができないこととなり、法定後見による保護を開始することができないこととなる。

5 しかし、このような本人についても（むしろこのような本人こそ）法定後見による保護を要する場合があるとも考えられ、これまでの審議においても同様の意見が出された。そこで、このようなケースにおいて、法定後見による保護を開始するための要件をどのように考えるかという点については、更に整理を要すると考えられる。

10 この点に関して、これまでの審議では、本人に法的に有効な同意をする能力がある場合と比べて、法定後見による保護の必要性を厳格に判断されるべきであるとの意見があった。もっとも、厳格に判断することの趣旨について、本人の法的に有効な同意を得ることができる場合とそうでない場合で異なる実体法上の要件を設けるという趣旨か、要件は区別しないもののより慎重な審査を行う運用とすることが求められるという趣旨か、それ以外の趣旨かなどの点について、更に明らかにする必要があるように思われる。

15 その上で、一つの考え方としては、このような場合に法定後見による保護を開始することが本人の意向に沿わない場合もあることも考慮し、例えば、緊急事務管理（民法第698条）が認められるような本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせる必要がある場合や、これに至らないまでも本人の生活に重大な影響又は切迫した危険が迫っている場合等に限定して（実体法上の要件を加重して）保護の必要性を認めるべきであるという考え方が提示されている。なお、このような場面も含め、

20 保護の必要性について検討するに当たっては、抽象的又は将来的に必要となる可能性のある法律行為を対象とするケースについて、保護の必要性は一切認めないものとするのか、認める場合の時的範囲や具体化の限界等についても可能な限り、前提となる考えを明らかにしつつ検討を進めることが有用であるように思われる。

25 また、事理弁識能力を欠く常況にある者については同意を要件としない仕組みとする場合に関する保護の必要性については、申立ての内容が相当であると認められる場合には、法定後見による保護の必要性があるという考え方が提示されている。この見解は、本人が法的に有効な同意をするために必要な能力がある場合には、自らの判断によって本人の生活

30 に重大な影響がある場合等に限定することなく法定後見制度を利用することができるにもかかわらず、本人の事理弁識能力がより低下し、一般的

35

には第三者による保護又は支援の必要性がより高まる状態にあることも想定される本人について、その保護の範囲をより狭いものと設定することは、事理弁識能力が不十分である者を保護するための制度として均衡を失することとなるとの理解に基づくものと考えられる。

4 小括

以上を踏まえ、法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法、保護開始の審判の方式、法定後見による保護の必要性の判断、法定後見の審判をするための要件としての本人の同意等について、どのように考えるか。

2 法定後見の開始の効果

法定後見の開始の効果については、保護者に代理権を付与することができることや、保護者の同意を要する法律行為を設定して本人が保護者の同意を得ることなく当該法律行為をした場合には取り消すことができることとすることができる規律を維持することが考えられる（なお、前記1のとおり事理弁識能力が不十分である者のうち事理弁識能力を欠く常況にある者については、法定後見の開始の効果として、一定の範囲の取消権と代理権を保護者に付与するものとする考え方がある。）。

その上で、法定後見制度における本人のした法律行為の取消権者、特に本人以外の取消権者について、現行法の規律と同様に当該法律行為の代理権を付与された法定代理人、同意権を有する保護者を取消権者とするものの他に、その規律を改め、家庭裁判所から取消権を付与する旨の審判を受けた者を取消権者とする考え方と、保護者を取消権者とししない（本人のみとする）考え方などがあり得る（なお、事理弁識能力を欠く常況にある本人を対象とする仕組みを設ける場合であっても、本人及び保護者を取消権者とする考え方と、本人のみを取消権者として保護者には取消権を付与しないものとする考え方などがあり得る。）が、この点について、どのように考えるか。

（説明）

1 法定後見の開始の効果

見直し後の法定後見制度に関する枠組みとの関係で、法定後見の開始の効果には様々なバリエーションがあり得る。基本的には、法定後見の開始の審判を要しない仕組みとすると、個別の代理権を付与する旨の審判や保護者の同意を要する旨の審判を積み重ねる仕組みとなると思われることから、審判ごとにその審判の効果が生ずる。

もっとも、一元的な枠組みとする場合について、現行の後見の制度の対象

となる者（事理弁識能力を欠く常況にある者）について、保護者の同意を要する旨の審判をすることを認めるのかについて、更に整理をする必要があると思われる。

他方で、法定後見の開始の審判をすることとし、更に事理弁識能力を欠く常況にある者について、法定後見の開始の審判をしたことによって、一定の範囲の法律行為について取消権や代理権が発生する規律とする場合には、法定後見の開始による効果が生ずる。なお、この一定の範囲については、現行民法第13条第1項各号を参考にする考え方もあるように思われ、この点は、引き続き、検討することが必要であると思われる。

2 法定後見制度における本人がした法律行為の取消権者

(1) 取消権者に係る現行法の規律

民法第120条第1項は、行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができるものとしている。

ここでいう「代理人」とは、①成年後見人（民法第859条第1項）、②成年後見人又はその代表する者と成年被後見人との利益が相反する行為について代理権を有する成年被後見人の特別代理人（同法第860条本文）、③②と同様の代理権を有する成年後見監督人（同法第851条第4号）、④取り消し得べき行為について代理権を有する保佐人（同法第876条の4第1項）、⑤④の保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為について代理権を有する臨時保佐人（同法第876条の2第3項）、⑥⑤と同様の代理権を有する保佐監督人（同法第876条の3第2項）、⑦同意権付与の審判により取り消し得べきものとされた行為について代理権を有する補助人（同法第17条第1項、第876条の9第1項）、⑧⑦の補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為について代理権を有する臨時補助人（同法第876条の7第3項）、⑨⑧と同様の代理権を有する補助監督人（同法第876条の3第2項）等をいうとされている。

また、「同意をすることができる者」（同意権者）とは、保佐人及び同意権を有する補助人並びにこれと同様の権限を有することとなる者のことであると解されている。これは、取消権者について「代理人」との文言の規定では、法定代理権を有しない保佐人及び補助人が含まれ得ないことを考慮して、平成11年の民法改正で追加されたものである。

(2) 見直し後の規律

ア まず、前記(1)と同様に、見直し後の法定後見制度においても、本人及びその代理人並びに同意をすることができる者を取消権者とする考え方があり得ると思われる。

5 イ また、本人の意思決定を尊重する観点から、本人のみを取消権者とする(保護者(同意をすることができる者を含む。)は取消権者とししない)ものとする考え方があり得る。もっとも、このような考え方は、準禁治産の制度では、本人のみが取消権を有し、保佐人には同意権のみが認められていたが、保佐の実効性について疑問が投げられたため、現行の保佐の制度では、保佐人にも取消権を認める制度となったことを踏まえて検討する必要があると考えられる。

10 ウ この点に関連して、保護者が取消権者である旨の規律は設けず、家庭裁判所が申立てにより保護者に本人の有する取消権の行使の代理権を付与する旨の審判(取消権の行使を対象行為とする代理権付与の審判)をすることによって、保護の実効性を確保するという考え方もあり得る。もっとも、事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)を想定する場合には、委任することによって取消権の行使を対象とする代理権を授与することが可能である場合があると考えられる。また、そのような本人が取消権を行使せず、かつ、第三者に取消権の行使を委任しない場合には、本人以外の者の請求によって保護者に取消権の行使を対象とする代理権を付与することは、本人の意思に反することになるとも考えられる。したがって、本人の有する取消権の行使を対象とする代理権を保護者に付与することによって保護の実効性を確保するという考え方については、現行の保佐の制度において保佐人に取消権を認めることとした経緯も踏まえつつ、どのような要件の下で代理権の付与を認めることとするのかなどの点について、更に整理を要すると考えられる。

20 エ また、本人の意思を尊重する観点から、同意権を有する者と取消権を有する者を分離した上で、保護者の同意を要する旨の審判をする際の保護者が当然に取消権者となるものではなく、別途取消権付与の審判を受けた保護者が、行為能力の制限によって取り消すことができる行為を取り消すことができるものとする考え方があり得る。このような考え方は、取消権付与の審判をするのに本人の請求又は同意を要件とすることによって、取消権の付与に係る選択について本人に委ねるものであるといえる。

なお、同意権のみを有する保護者を設けることに関しては、同意権者による同意を得た上で本人が確定的に有効な法律行為をすることができるという点をとらえ、本人の意思決定を支援するというような運用の仕方を期待することを示唆する意見もあった。

オ なお、事理弁識能力を欠く常況にある者について、一定の範囲で保護者に取消権を生ずる規律を設けるものとする場合には、保護者が取消権者であることとなると思われる。

(3) 小括

以上のような考え方について、どのように考えるか。

第2 法定後見の終了

1 法定後見の審判（法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の）審判）の取消し

本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなった場合や保護者に代理権を付与することによる保護の必要性、保護者の同意を要することとすることによる保護の必要性がなくなった場合には、法定後見の審判を取り消す旨の審判をするものとするのが考えられるが、取消しの審判の申立権者の範囲も含め、どのように考えるか。

また、法定後見の審判をするために本人の同意を要件とした場合に、その取消しにおいても取消しの審判をするために本人の同意を要件とするか等の点について、引き続き、検討することが考えられるが、どのように考えるか。

(説明)

1 本人の事理弁識能力の回復や法定後見による保護の必要性の消滅

本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなった場合には、法定後見の審判により発生させた法定後見の効果を継続させる必要はないと考えられる。また、法定後見による保護を開始する際に、保護者に代理権を付与することによる保護の必要性、保護者の同意を要することとすることによる保護の必要性として考慮した事情がなくなった場合にも、保護者に権限を付与する旨の個別の審判により発生させた法定後見の効果を継続させる必要はないと考えられる。そのため、これらの場合には、法定後見の審判を取り消す旨の審判をするものとするのが考えられる。

現行法においても、本人の事理弁識能力が回復したときは、本人等の請求により、後見等の開始の審判を取り消さなければならない（民法第10条、

第14条第1項及び第18条第1項)。また、保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判(同法第13条第2項の審判)、保佐人に代理権を付与する旨の審判(同法第876条の4第1項の審判)、補助人の同意を要する旨の審判(同法第17条第1項の審判)及び補助人に代理権を付与する旨の審判(同法第876条の9第1項の審判)は、本人の事理弁識能力が回復しない場合でも具体的な保護の必要性が失われたことを取消しの要件として、審判を取り消すことができることとされている(同法第14条第2項、第876条の4第3項、第18条第2項及び第876条の9第2項において準用する第876条の4第3項)。

2 法定後見の審判の取消しの審判の申立権者

法定後見の審判の取消しの審判の申立権者について、現行法においては、後見開始の審判については、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人及び検察官が、保佐開始の審判や保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判等については、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人及び検察官が、補助開始の審判や補助人の同意を要する旨の審判等については、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人及び検察官が、それぞれ、取消しの審判の申立権者とされている(民法第10条、第14条、第876条の4第3項、第18条及び第876条の9第2項において準用する第876条の4第3項)。

見直し後の制度においても、法定後見の審判の取消しの審判の申立権者については、現行法と同様の範囲とすることが考えられる。

3 本人以外の請求により取消しの審判をするには本人の同意を要件とすること

(1) 問題の所在

これまでの審議において、本人以外の請求により法定後見の審判の取消しをする場合には、本人の同意を要件とすることも検討することが考えられるのではないかとの意見が出された。

(2) 現行法の規律

現行法では、例えば、補助開始の審判、補助人の同意を要する旨の審判や補助人に代理権を付与する旨の審判を取り消す旨の審判をする際に、それらの審判をするために本人の請求又は同意は要件とされていない。また、家庭裁判所は、補助開始の審判の取消しの審判(民法第18条第1項又は第3項の規定による場合に限る。)をする場合には、被補助人の陳

述を聴かなければならないものとされている（家事法第139条第1項第3号）が、補助人の同意を要する旨の審判や補助人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をする場合については、陳述聴取の規定はない。

(3) 見直し後の規律

5 ア 法定後見の審判の取消しの審判がされると、本人は、法定後見の審判の効果による保護を受けることができなくなることから、本人の意思をより尊重する観点からは、本人の意思を要件にも反映することを検討することも考えられるため、以下、整理を試みる。

10 イ まず、本人の事理弁識能力が不十分であることを開始の要件とする場合に、本人が回復して事理弁識能力が不十分ではなくなったものの、本人が法定後見制度の利用の継続の意思を有している場面を想定する。本人の事理弁識能力が不十分であることは、法定後見制度を利用することを正当化する要素である。そのことからすると、本人の事理弁識能力が不十分とはいえないようになった場合には、本人が法定後見制度
15 の利用の継続の意思を有しているとしても、法定後見の審判の取消しの審判をするべきであるように考えられる。

20 ウ 次に、（現実にそのような場面がどの程度生ずるかは不明であるが）本人の事理弁識能力が不十分である状況に変化はないが、法定後見による保護の必要性がなくなったものの、本人が法定後見制度の利用の継続の意思を有している場面を想定する。保護者の同意を要する旨の審判による保護の仕組みは、本人が同意を得ずにした法律行為の効果を本人等の判断によって事後的に否定することを可能とする点で法律行為の相手方に負担を生じさせる可能性を有するものであり、また、保護者に代理権を付与する旨の審判による保護の仕組みは、任意代理において委任者が行う受任者の監督を裁判所等の社会的資源によって代替させるものである。そのことを踏まえると、客観的に保護の必要性があるとはいえない場合には、本人が法定後見制度の利用の継続の意思を有しているとしても、法定後見制度を継続させることについては謙抑的であるべきであるように思われ、法定後見の審判の取消しの審判
25 をするべきであるように考えられる。

30 エ 本人以外の請求により法定後見の審判の取消しをする場合には、本人の同意を要件とすることについては、これらの観点を踏まえて慎重に検討することが必要であるように思われる。

- 35 4 本人が法定後見の終了（取消し）を希望する場合
本人が法定後見の終了（取消し）を希望している場合（本人が取消しの審

判の請求をしている又は本人以外の請求について本人の同意がある場合)には、法定後見の審判を当然に取り消すものとする(本人が取消しの請求をし、又は同意があることを(独立した)取消しの審判の要件とする)かという点が問題となり得る。

5 法定後見の開始や保護者に個別の権限を付与するに当たって、法定後見による保護の必要性和法定後見の審判についての本人の同意とは、要件としては区別されるものであるとの理解を前提としつつ、本人の同意の要件が開始の審判の時点で存在していればいいのか、その後も継続している必要があるのかについて整理をすることが有用であると思われる。

10 現行法においても、補助開始の審判等をする場合には、審判をすることについて本人の請求又は同意が要件とされているが、開始の要件であることを踏まえ、同意は審判の時点で存在していれば足りると理解されているものと思われる。そして、現行法においては、例えば、補助の制度において、
15 補助の制度の利用についての本人の同意が継続していることは、補助の制度の利用を継続する要件とされていない(本人の同意がなくなったこと、補助の制度の利用をやめたいとの意思を有していることは、補助開始の審判等の取消事由とされていない。)

 見直し後の制度において、本人が法定後見制度の利用に同意していることを法定後見による保護の開始を正当化するために必要な独立の要件であると解し、それが継続している必要があると理解する(継続要件と理解する)
20 のであれば、それが失われたことによって、法定後見による保護を正当化する根拠が失われ、法定後見の審判の取消しの審判をする事由となると考えることがあり得るようにも思われるが、これまでの審議ではそこまでの意見は見られなかったように思われる。

25 開始時に判断する法定後見の審判についての同意を継続要件と理解しないとしても、本人の自己決定をより尊重するという観点から、本人に法定後見制度の利用について法的に有効な意思を表明することができること(法定後見の審判について同意をするために必要な能力があることと同様の状態であること)を前提とすると、本人がその利用をやめたいとの意思を積極的に表明した(本人のその意思は、本人が取消しの審判の申立てをすることによって現れるものと思われる。)ときに当然に法定後見の審判の取消しの審判をするものとするとの考え方もあり得るようにも思われる。

 もともと、本人が法定後見の利用を積極的にやめたいとの意思を表示する場合には、通常、保護者の同意を要する法律行為を設定することによって
35 保護を受けることや、保護者に代理権を付与することによって保護を受けること(さらには、自身に代わって保護者を家庭裁判所が監督すること)の

必要がなくなった事情があるように考えられ、それらの事情から、法定後見による保護の必要性が失われたことを認定することができるようにも思われる。

他方で、事案としては、保護の必要性が（客観的に）失われていないのに、
5 本人が法定後見の利用をやめたいとの意思を積極的に表明する場合も考えられる。そのような事案でも、法定後見の審判の取消しの審判をするかどうかについて検討する必要があるように思われる。この問題は、法定後見の開始において、本人に同意をするために必要な能力があることを前提に、法定後見による保護の必要性があるが本人が同意しない場合に法定後見の審判
10 をするかという問題と共通する点があるように思われる。法定後見の開始の場面で、このような場合には、本人の同意があるとはいえなくても法定後見の審判をして法定後見の効果を生じさせるとの立場からは、終了の場面においても、法定後見の効果を継続させる（取消しの審判をしない）との考え方に親和性があるように思われる。このような場合に、本人の同意がある
15 とはいえない以上は法定後見の審判をしないとの立場からは、終了の場面でも同様に、本人が利用をやめたいとの意思を表明している以上、法定後見の審判の取消しの審判をするとの考え方があるように思われるが、他方で、一旦法定後見による保護が開始されていることを考慮し、限定的な要件を満たす場合には本人が利用をやめたいとの意思を表明していても取消しの
20 審判をすることはできないとするとの考え方もあるように思われる。

2 法定後見に係る期間

法定後見の審判をする際に認定された保護の必要性等について、その後の本人等の状況の変化等を踏まえた保護の必要性等の有無を確認すること
25 により、保護の必要性等が失われた法定後見が継続しないようにすることを目的とする期間を設定するかについて、(1) 期間を満了することによる効果（保護者の権限が実体法上消滅するのか、保護者等に一定の手続を行う義務が生ずるのか等）、(2) 法定後見の審判の全てに期間の定めがあるものとする
30 ことの当否及び期間の定め方（法定後見の審判をする際に期間を定めることを必須のものとするか一定の場合に定めるものとするか、裁判所が期間を定めるものとするか法定の期間とするか、裁判所が定めるものとする場合に期間の上限や下限を設けるか等）、(3) 期間満了時の手続（取消しの審判を要するか）等の観点を整理しつつ規律を設けるものとする考え方と、規律を設けないものとする考え方があり得るが、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

法定後見を終了する事由（現行法では事理弁識能力の回復、法定後見による保護の必要性がなくなったこと）が存在していないかを定期的に確認する機会を制度的に確保する方法として、そのための期間を設定することが考えられるとの意見がある。

そして、その期間については、法定後見による保護を継続する必要がある場合に法定後見による保護を終了して法定後見による保護を必要な範囲で行うという目的を達成するためのものであるとの点については、概ね異論はないように思われる。もっとも、期間を設けるべきであるとの立場においても、その期間が満了した時にどのようなことが（法的に）起こるのか、期間を設けることを必須にするか、法定後見が家庭裁判所の審判によって開始することや後見登記がされることとの関係でどのような手続とするか等についてはいくつかの考え方があるように思われ、これらの点については、更に整理をしつつ、検討をすることが必要であると考えられる。

2 期間を満了することによる効果

(1) 期間の満了によって保護者に付与された権限が失われるとの考え方

ア 法定後見による保護の開始、権限を付与する審判をするに当たって期間を定める（又は期間が法定されている）場合には、期間の満了によって保護者の権限が実体法上、消滅すると考えるのが自然であるとの理解から、期間が満了することによって実体法上、保護者の権限（代理権等）が消滅するとの考え方があり得る。

イ この考え方に関しては、期間が満了することによって実体法上、保護者の権限（代理権等）が消滅することとし、かつ、期間の定めを必要的なものとする、保護の必要性が消滅していない場合でも期間の満了のみをもって法定後見が終了してしまうリスクがあり相当でない（保護者に更新等によって保護を継続するイニシアチブを与えとしても、保護者が適切に対応しない場合もあり、その際に本人に生じる不利益が著しい）との指摘がある。

このような指摘を踏まえ、これまでの審議では、家庭裁判所の職権による期間の延長等の暫定的な手続を設ける等の方策の必要性を指摘する意見があった。もっとも、例えば、家庭裁判所が定期監督と併せて職権で保護の必要性等に関する資料を収集するなどして、職権で何らかの判断をする仕組みとすることについては、家庭裁判所に係属している法定後見の監督に係る事件数や定期監督の性質（後見事務の遂行に当たり、不適正、不適切な事務が行われていないかという点を解任に係

る判断をすることができることを背景として審査することを目的とするものであるとする理解)を踏まえると、保護者の監督とは別にこのような事務を行うことは困難ではないかとの意見も出された。

ウ なお、関連して、法定代理人に特定の法律行為について代理権が設定された場合に、この期間が満了する前に代理権の対象となる法律行為を終えたときの法律関係等について、整理することが考えられる。

任意代理に関しては、委任による代理権は、委任の終了によって消滅するものとされている（民法第111条第2項）。そのため、任意代理権を基礎付ける委任等の事務処理に関する契約関係の終了によって当該代理権は消滅すると考えられる。これは、代理権は、事務処理契約上の義務遂行に当たって、対外的に法律行為をするに際して必要な法的な道具であるから、事務処理契約関係が終了すると、もはや代理権を存続させる意味がなくなるからであるとするものである。そして、事務処理契約関係の終了の事由として契約一般の規律が妥当し、履行等の通常の経過を経て契約関係が終了する場合（委任事務の完了や委任期間の満了）には、代理権が消滅することとなる。法定代理についてもこれと異なるものではないと考えられるとすれば、法定後見の保護者の代理権の対象となる法律行為が完了した場合には、当該代理権は目的の達成により消滅すると考えられることとなる。

(2) 期間満了によって一定の者に手続に関する一定の義務が生ずるとする考え方

ア 法定後見に係る期間を設けることの趣旨が、本人の状態や状況の変化を踏まえた見直しがされることなく法定後見が漫然と継続されることを懸念する点にあり、定期的な見直しの機会を制度的に担保することが必要であるとの見解を背景に、期間が経過することだけで当然に保護者の権限を喪失させるのではなく、見直しの手続をする義務が生ずるとするとの考え方がある。

イ この考え方に関しては、どのような者にどのような手続をする義務が生ずるのかが明確にされる必要があるように思われる。

これまでの審議では、義務を負う者として、保護者や本人を念頭に置いた意見が出されたように思われる。なお、その他にも多様な意見が出されたが、それらのものが、家事事件手続を行う主体となり得るのかを踏まえて検討する必要があると思われる。

また、どのような手続をする義務を負うかについては、これまでの審議では、期間が経過した時点においても保護者に設定されている権限によって本人を保護する必要性があることや本人の事理弁識能力が回

復していないことについての資料を家庭裁判所に提出する義務を負う旨の意見が出されたように思われる。

ウ もっとも、何らかの義務を負うこととする場合には、その義務に違反したときにどのような効果が生ずるのかを併せて考える必要がある。

5 これまでの審議では、資料の提出がされない場合には保護者を解任することとするなどの意見が出された。

3 法定後見の審判の全てに期間の定めがあるものとするものの可否等

(1) 法定後見の審判に当たり必ず期間を定めるものとする考え方

10 ア 法定後見による保護の開始に際しては、全件について、保護の期間を定めることが必要であるものとする考え方があり得る。

この見解は、法定後見制度を本人にとって必要な範囲に限って利用し、本人の自己決定の過度な制約を避けることを重視するものと考えられる。

15 イ 期間の定め方については、期間の法的意味に関する立場とも一定の関係があるように思われる。

(ア) 例えば、期間の満了によって保護者に付与された権限が失われるとの考え方による場合には、通常は、家庭裁判所が法定後見の審判をするときに、当該権限の内容を踏まえてその期間を定めるものとする

20 こととなると思われる。

この考え方によれば、一つの審判で、複数の対象行為について代理権を付与する場合（代理権目録に複数の法律行為が掲げられている場合）には、対象行為ごとに期間を定めることとなるように思われる。

また、期間の定め方に関しては、確定の期間（終期の到来する時期が定まっているもの）とするか不確定の期間（終期が到来することは

25 確実であるがその時期が定まっていなもの）とすることも認めるか、期間の上限を法定するか、上限の範囲内で期間を定める場合にはどのような要素を考慮して期間を定めるか等の点について更に整理を要すると考えられる。

30 (イ) 他方で、例えば、期間満了によって一定の者に手続に関する一定の義務が生ずるとの考え方によれば、家庭裁判所が法定後見の審判をするときに、当該権限の内容を踏まえてその期間を定めるものとする

35 ことや、定期的に見直しの機会を確保する観点から家庭裁判所がそれぞれの審判について期間を定めるものとせずに当初の法定後見の審判がされた時から何年などと期間を法定しておくことなどが考えられるように思われる。

(2) 法定後見の審判の申立ての際に保護者の権限に期間を定めて申立てがされた場合のみ、期間を定めるものとする考え方

期間の満了によって意図せず法定後見が終了することを避けるという観点から、申立権者が法定後見の審判の申立ての際に保護者の権限の期間を定めて申立てをする場合には、期間を定めるものとする考え方があり得る（その際に、本人以外の請求による場合には、期間の定めについても本人の同意を要するものとするかという点については、複数の考え方があり得る。）。

この見解は、申立権者が法定後見による保護を求める申立てにおいて、保護者に権限を付与する期間を設定して請求することを可能とし、その上で期間が設定された場合には、期間満了後の更新等のイニシアチブを制度を利用する側に委ねることとしても、本人の不利益が著しいものになることを避けることができるという考慮に基づくものと考えられる。この考え方による場合には、家庭裁判所が法定後見の審判をするときは、その期間を定めることができるものとする考え方が考えられる。

(3) 保護者に付与する権限の内容によって、期間の定めを必要的なものとするか否かを分けるという考え方

保護者に付与する権限の内容によって、期間の定めを必要的なものとするか否かを分けるという考え方もあり得る。これまでの審議では、代理権の対象となる事項が個別に特定されている場合は期間の定めを不要とし、保護者に包括的な権限が付与される場合など代理権の対象となる事項が個別に特定されていない場合には、期間の定めを必要的なものとする意見が出された。

この見解は、以下のような考慮に基づくと考えられる。すなわち、保護者の権限が個別に特定されている場合には、権限の対象となる事務を終了することによって、その代理権は目的を達成したことが比較的明らかであるといえる（例えば、保護者に対し、甲土地の売却に係る代理権を付与する場合には、甲土地の売買契約、これに基づく土地の引渡し、登記手続及び代金の受領を終えることにより当該代理権は目的を達成したものであるといえる）。代理権が目的を達成した場合には、当該代理権は消滅すると考えることも可能であるから、このような場合には、期間の満了により法定後見による保護を終了させるという規律を設けずとも本人に生じる制約は大きくないとも考えられる。他方で、代理権の対象となる事項が個別に特定されていない場合には、法定後見による本人の私的自治に対する制約が無条件に継続するということを防ぐという趣旨

で期間を設ける必要性が高いとも考えられる。

(4) 法定後見に係る期間を定める規律を設けないものとする考え方

法定後見に係る期間を定めることを不要とする考え方もあり得る。

この見解は、法定後見の審判に期間を設けることの趣旨は、本人の状態
5 や状況の変化を踏まえた見直しがされることなく後見の事務が漫然と継
続されることを懸念する点にあることを踏まえつつ、期間を法定するこ
とによる様々なあい路を考慮するものと整理することが可能であるよう
に思われる。これまでの審議では、例えば、本人等の請求に基づく取消し
10 に加え、家庭裁判所の職権による取消しの規定を追加することや、家庭裁
判所に対する定期報告に際して法定後見による保護の必要性を見直すこ
ととすることで対応することも考えられるのではないかと意見があつ
た。

(5) 小括

以上のような考え方について、どのように考えるか。

- 15
- 4 期間の満了により法定後見を終了する場合における取消しの審判の要否
- 期間の満了によって保護者に付与された権限は消滅するとしても、取消
しの審判（及びその審判に基づく登記）は必要とする考え方がある。この見
解は、法定後見が終了した旨の登記が適切にされるように家庭裁判所がそ
20 の根拠となる審判をすることで権限の消滅を対外的に明確化するという観
点から、法定後見の終了を確認する趣旨で取消しの審判を必要とするもの
と整理することができるように思われる。

以上のような考え方について、どのように考えるか。